

ぎふ花と緑の振興計画

(案)

令和8年度～令和12年度

ぎふ花と緑の振興計画 目次

I 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	1
3 計画期間	1
II 岐阜県の花きを巡る状況	
1 生産を巡る現状と課題	2
2 消費を巡る現状と課題	4
III 第2期計画の取組	
1 各施策の取組と達成状況	
(1) 花き文化の振興	7
(2) 園芸福祉の推進	7
(3) 花育の推進	7
(4) 花き産業の振興	8
(5) 花きの活用促進	8
2 第2期計画の総括	8
IV 施策の推進体制	9
V 目標指標	9
VI 施策の推進方針	
1 花と緑の生産振興	
(1) 多様な担い手の育成	10
(2) サステイナブルで高品質な花き生産の推進	11
(3) 流通・販売体制の強化	12
2 花と緑の文化振興	
(1) 花育・園芸福祉の推進	13
(2) 花き文化の伝承・創造	13
(3) 花のある暮らしの提案	14
資料編	
1 用語解説	15
2 岐阜県花きの振興に関する条例	17

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

前計画（第2期計画）の策定後5年が経過する中、岐阜県の花き産業をめぐる環境は極めて厳しい状況に直面しています。

その要因として、新型コロナウイルス感染症やその後のライフスタイルの変化に伴う需要の目まぐるしい変化、資材高騰や労働力不足等による生産・流通コストの増加などが挙げられ、厳しい環境下において、生産基盤の維持・強化が喫緊の課題となっています。

一方、社会全体では、地球環境の保全に対する意識の高まりや人工知能（A I）などの技術革新を背景に、環境に配慮したモノづくりをはじめ、生産性向上や労働力不足の解消などが期待されています。

また、前計画では、花き文化の振興において、花育や園芸福祉などを通じて県民の花きへの関心を高めるという大きな成果を収めており、花と緑が持つ「人々の心身を癒し、地域社会の絆を深める力」への期待が高まっています。

このように、花き産業を取り巻く環境の変化や抱える課題を踏まえ、「生産基盤の強化と花き文化の発展を通じた、持続可能で心豊かな岐阜県」を実現するため、令和8年度から12年度の5年間に取り組むべき施策を取りまとめ、「ぎふ花と緑の振興計画」を策定します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「岐阜県花きの振興に関する条例」（平成26年岐阜県条例第70号）第8条の規定に基づき、花きの施策の基本となる事項を定めるもので、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で豊かな生活の確保、美しい郷土づくりを目的としています。

また、花き産業と花きの文化の振興を目的とした「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）第4条に基づき、岐阜県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画として定めるものであり、令和7年4月に改訂された「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を踏まえて策定するものです。

併せて、県の食料・農業・農村の政策の方向性や当面5年間に県が重点的に取り組む施策等を示す「ぎふ農業活性化基本計画（仮称）」を踏まえ、連携して施策を進めるものとします。

3 計画期間

本計画の実施期間は令和8年度から5年間とし、令和12年度を目標年度とします。ただし、花きを巡る社会情勢の変化や施策の効果・評価を踏まえて、適宜見直しを行うこととします。

II 岐阜県の花きを巡る状況

1 生産を巡る現状と課題

(1) 全国の動向

全国の花き産出額は平成10年をピークに減少傾向にあり、特に生産者の高齢化と後継者不足が深刻化しています。

(2) 岐阜県の生産の現状

令和5年度の本県花き産出額は48億円で、県全体の農業産出額の3.7%を占めています。最大の特徴は、平坦地を中心に大規模温室における観葉植物やミニバラの生産など鉢物生産の比重が高いことで、全国で第4位の出荷量を誇ります。本県産出額の内訳は、鉢物25億円(54%)、苗物15億円(32%)、切花5億円(11%)という構成になっています。(図1)

高冷地では、トルコギキョウやユリの切花栽培など、地域の特色を生かした生産が行われています。

出荷先に目を向けると、令和6年は県内出荷が約3割、県外出荷が約7割となっています。新型コロナ流行前は、県内出荷の比率が2割だったのに対し、収束後には3割に上昇しています。(図2)

特に鉢物では、平成27年の7%から、令和6年には35%まで県内比率が上昇しています。(図3)これは、運送コストの上昇やニーズの多様化などにより、単一品目大量生産で全国に広く流通させるモデルが成立しにくくなった影響と考えられます。

(3) 産出額の減少要因と課題

花き産出額減少の背景には、消費者の嗜好の多様化や生活様式の変化に伴う需要の減少があります。とりわけ、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症や核家族化などの社会的要因を背景とした、冠婚葬祭の簡素化や需要の大幅な縮小、アフターコロナによる巣ごもり需要の減少により落ち込み幅が大きくなりました。そのため、高付加価値化や多様な消費者ニーズへの対応が求められています。また、地球温暖化の影響による夏季の高温化に起因する品質低下や収量減を補うための技術的な対応も求められます。

併せて、近年続く燃料価格や資材費の高騰が花き経営を圧迫しており、これらの影響を受けにくい生産体系への転換や商品の付加価値を高める取組が必要となっています。

加えて、本格的な人口減少の局面に入り、生産者の高齢化と後継者不足が進行する中で、生産者の減少とともに労働人材の不足が深刻化しています。(図4)

図1 花き産出額（岐阜県）

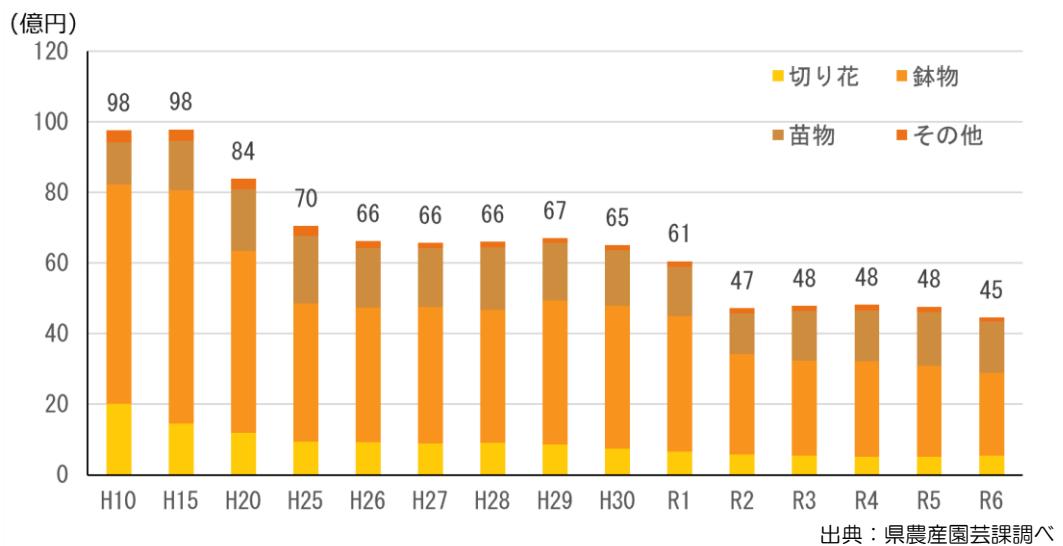


図2 出荷先割合（花き全体）

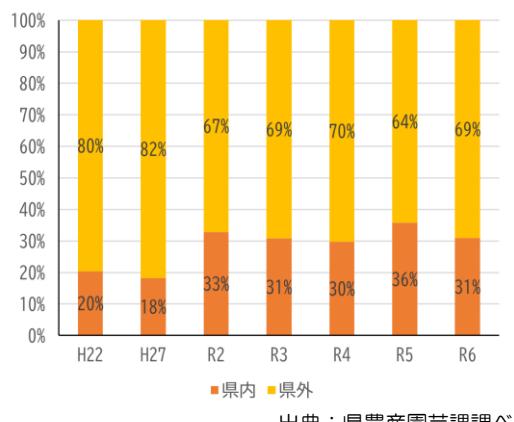


図3 出荷先割合（鉢物）

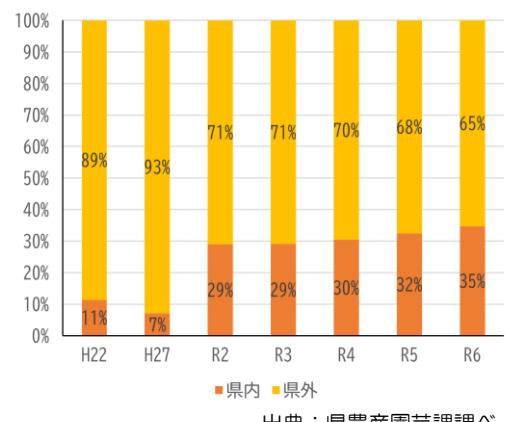
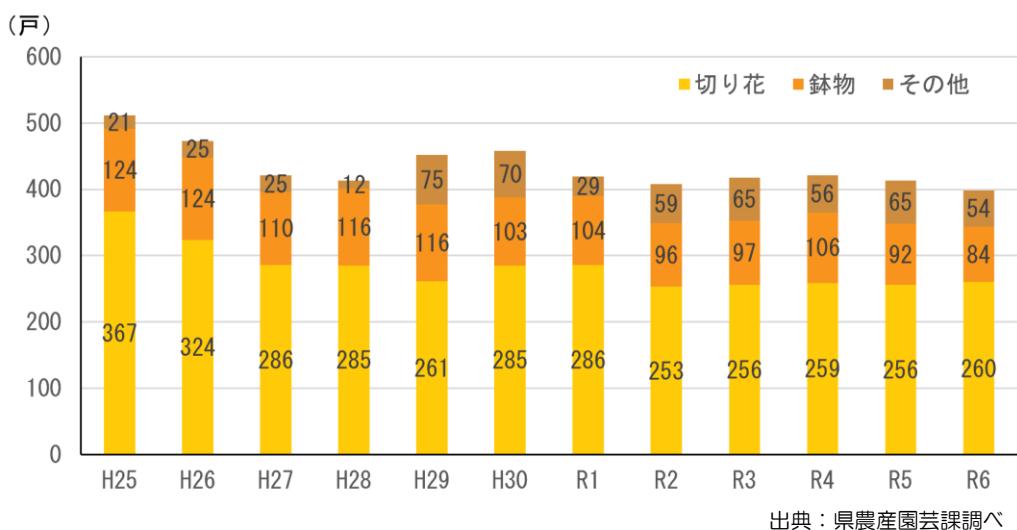


図4 花き生産者数（岐阜県）



2 消費を巡る現状と課題

(1) 全国の動向

花きは嗜好品であることから、消費者のニーズや購買行動に注視する必要があります。切花の年間購入金額は長期的に見て減少傾向にあり（図5）、花の購入率は最大時の75%から36%へと大幅に減少しています。（図6）

年代別にみると、シニア層ほど花きの購入額が多くなっています。29歳以下の購入額は、巣ごもり需要などにより令和元年と比べ令和6年は約4倍に増加していますが、依然、他の年代に比べ低い水準にあります。（図7）

個人消費の減少要因としては、住宅事情などライフスタイルの変化による仏花需要の減少のほか、華道や園芸等をたしなむ人口が減少していることが背景にあると考えられます。（図8）

花きの需要拡大には、49歳以下の世代の購入額を引き上げる取組が必要であり、とりわけ子ども時代に花が身近にあった人ほど花購入率が高い傾向があることから、子どもが花と接する体験を提供することが、将来の花きの需要拡大や花文化の継承につながると考えられます。（図9）

業務需要に目を向けると、葬儀業は、新型コロナの感染拡大があった令和2年に1件当たりの単価が大きく減少し、その後も回復していません。これは家族葬など小規模での葬儀が定着してきたことによるものと考えられます。（図10）

また、結婚式場業は1件当たりの単価は上昇基調ですが、取扱件数についてはコロナ禍に大きく減少し、反動で一時的に増加したものの、その後は減少傾向です。若年人口の減少と未婚化・晩婚化、結婚観の変化等から今後も減少が見込まれます。（図11）

(2) 岐阜県における消費の現状

本県は、花育や園芸福祉などの取組を通じ、県民の花きへの関心は高い水準にありますが、県産花きの購買行動には十分に結びついていない現状があります。

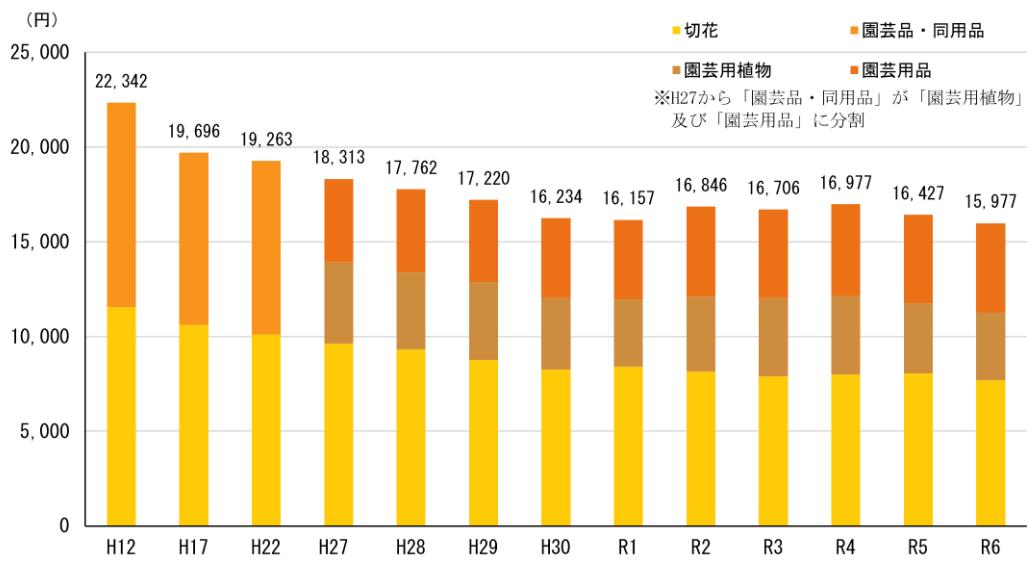
(3) 消費行動に結びつくモノづくり

消費者のニーズが多様化する中、「作りたいものを作る」プロダクトアウトから、「売れるものを作る」マーケットインへの転換が欠かせません。

加えて、消費者が重視する「日持ちの良さ」を確保するためには、消費者に届けるまでの低温流通体制（コールドチェーン）の構築が不可欠です。

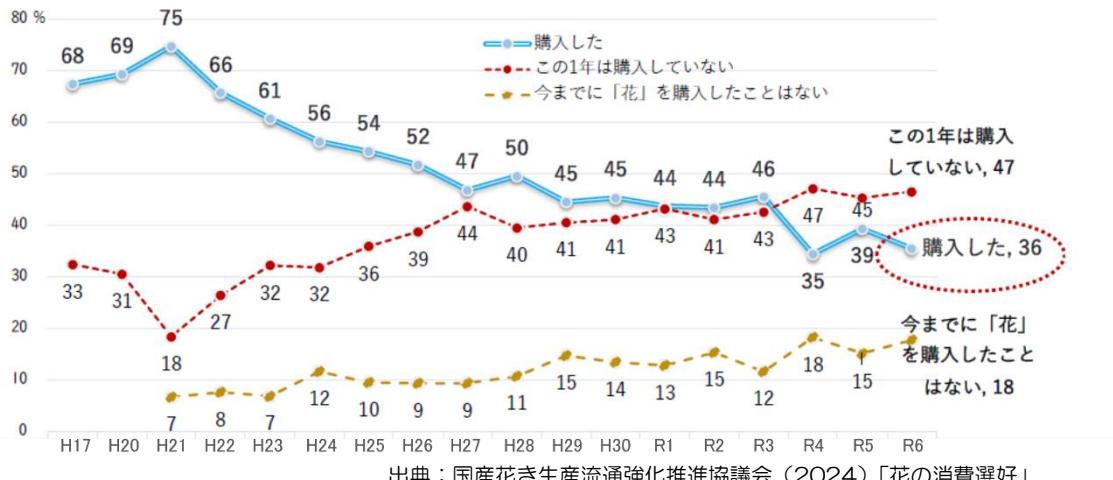
さらに、若者や新たな購買層に、「岐阜の花だから買いたい」と思わせる地域ブランド戦略と、それを支える高品質な生産体制の確立が鍵となります。

図5 1世帯当たりの花き関連品年間購入額（全国）



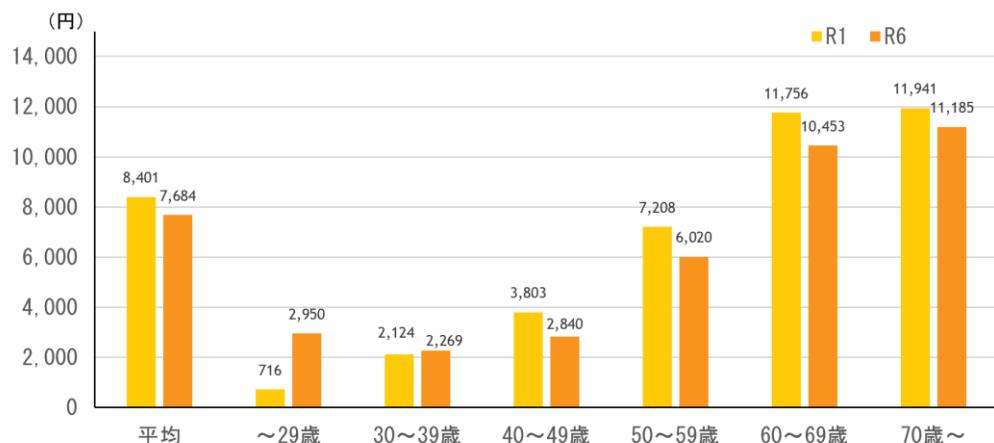
出典：総務省家計調査

図6 最近1年間の花購入率



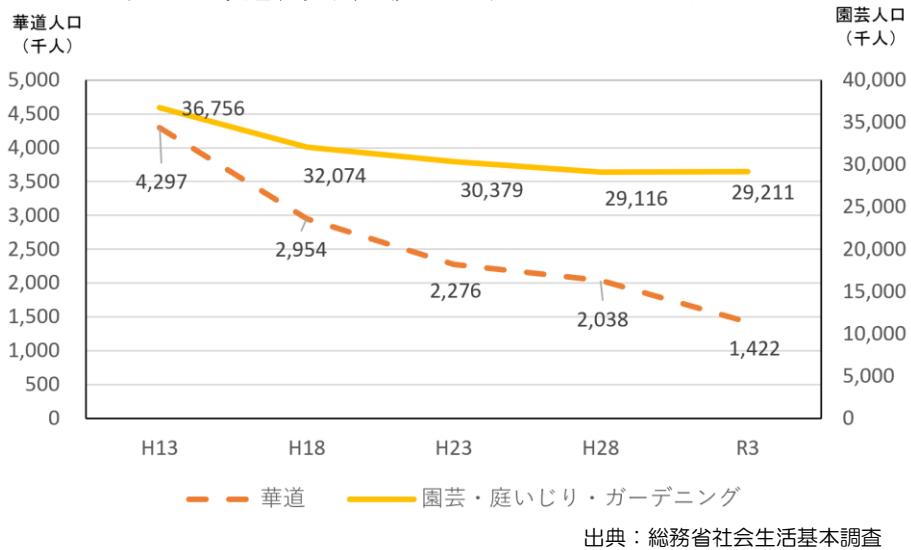
出典：国産花き生産流通強化推進協議会（2024）「花の消費選好」

図7 世帯主年齢別切花年間購入金額



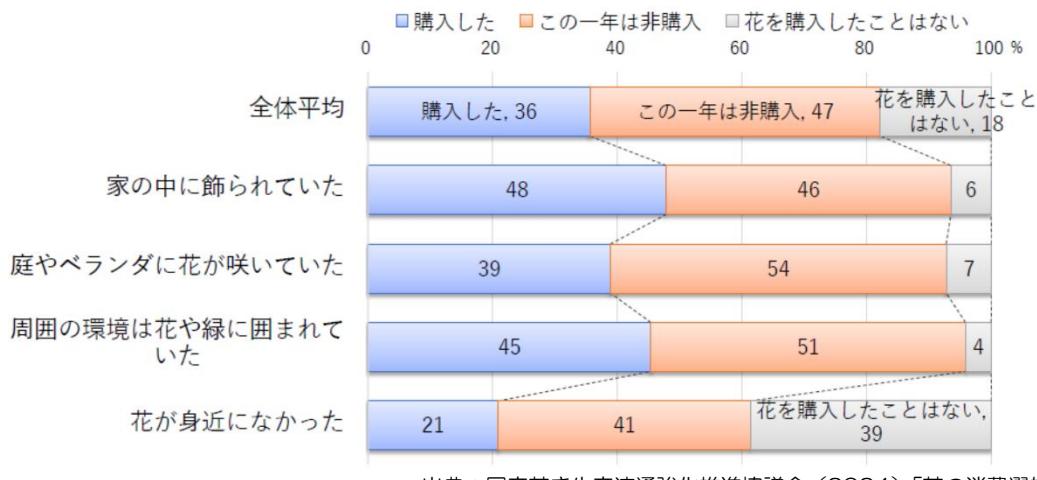
出典：総務省家計調査

図8 華道、園芸・庭いじり・ガーデニング人口



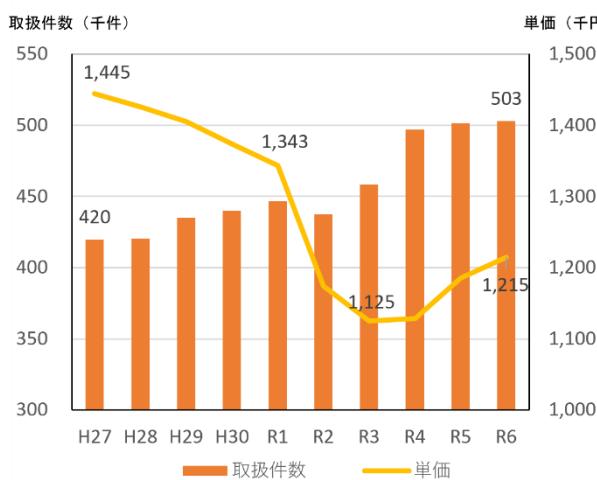
出典：総務省社会生活基本調査

図9 子供時代の花・植物環境と現在の花の購入状況



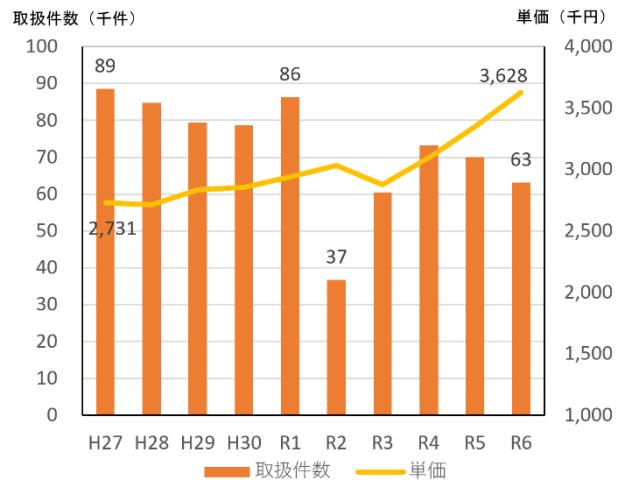
出典：国産花き生産流通強化推進協議会（2024）「花の消費選好」

図10 墓儀業の取扱件数と1件当たり単価



出典：経済産業省特定サービス産業動態統計調査

図11 結婚式場業の取扱件数と1件当たり単価



出典：経済産業省特定サービス産業動態統計調査

III 第2期計画の取組

「花き文化の振興」、「園芸福祉の推進」、「花育の推進」、「花き産業の振興」及び「花きの活用促進」を5本柱として、各種花き振興事業を展開しました。

○ 計画期間：令和3年度～令和7年度

1 各施策の取組と達成状況

(1) 花き文化の振興

フラワーフェスティバルやモデルハウスにおける花飾りの提案、高校生による花飾りなどの若年層を中心とした新たな花き文化の創出を推進しました。また、県庁舎等で花飾りを実施し、来庁者へ花きの持つ効果・効用や花のある暮らしを発信しました。一方、企業緑化は、導入メリットの理解が十分進まず、目標に掲げた指標を達成できませんでした。

＜目標＞

目標指標	基準 (R1)	実績 (R6)	達成率	目標 (R6)	目標 (R7)
癒やしの空間づくりに取組んだ企業数	-	36 社	45%	80 社	100 社

(2) 園芸福祉の推進

園芸の専門的知識を持ち、県内の福祉施設等で活動の補助や支援を行う園芸福祉センターについて、園芸福祉活動を広くPRし取組の場を拡大するとともに園芸福祉センター養成講座を開催し、活動を支える人材の育成・確保を推進し、目標に掲げた指標を達成しました。

＜目標＞

目標指標	基準 (R1)	実績 (R6)	達成率	目標 (R6)	目標 (R7)
園芸福祉活動の参加者数	-	4,949 人	124%	4,000 人	5,000 人
園芸福祉センター数	379 人	568 人	118%	480 人	500 人

(3) 花育の推進

花き文化団体や園芸福祉センターを学校や地域に派遣し、花壇づくりや花飾りを行う出前教室を開催して、小中学校や地域が積極的に花育に取り組める環境づくりを推進し、目標に掲げた指標を達成しました。

＜目標＞

目標指標	基準 (R1)	実績 (R6)	達成率	目標 (R6)	目標 (R7)
地域と連携した花育教室の参加者数	-	7,969 人	100%	8,000 人	10,000 人

(4) 花き産業の振興

令和4年度に「清流の国ぎふ花と緑の振興センター」を開設し、経営力向上研修や技術研修を開催するとともに、担い手育成施設において環境制御技術等を学ぶ環境を整備しました。また、需要拡大に向けて、WEBサイトやSNSを立上げ、本県の花や緑に関する情報を発信しました。目標に掲げた指標のうち「花き種苗登録（出願）数」や「国際園芸アカデミー連携協定先との取組数」は目標を達成できた一方、「花き産出額」や「花き輸出額」については、新型コロナウイルス感染拡大やその後のライフスタイルの変化に伴う需要の落ち込みの影響が大きく、基準値を下回りました。

＜目標＞

目標指標	基準 (R1)	実績 (R6)	達成率	目標 (R6)	目標 (R7)
花き産出額	61 億円	44.6 億円	マイナス	68 億円	70 億円
花き種苗登録（出願）数	－	13 品種	217%	6 品種	7 品種
マーケットインの商品開発	－	10 商品	125%	8 商品	10 商品
花き輸出額	0.51 億円	0.49 億円	マイナス	0.9 億円	1 億円
国際園芸アカデミー連携協定先との取組数	－	176 取組	110%	160 取組	200 取組

(5) 花きの活用促進

令和3年度に、花き業界や異業種の企業、教育機関、行政機関などで構成する「ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」を設立し、業界の壁を越え、花き生産者と会員企業等による連携を推進することで、県産花きを使った新商品や新サービスを開発する取組を支援しました。また、「『清流の国ぎふ』文化祭2024」、「全国都市緑化ぎふフェア」や「ねんりんピック岐阜2025」などの来県者を花飾りでおもてなししました。これらの取組の結果、目標に掲げた指標を達成しました。

＜目標＞

目標指標	基準 (R1)	実績 (R6)	達成率	目標 (R6)	目標 (R7)
コンソーシアムにおける連携開発事例	－	25 事例	156%	16 事例	20 事例

2 第2期計画の総括

文化振興の取組では、「園芸福祉活動の参加者数」や「地域と連携した花育教室の参加者数」などの指標は達成し、大きな成果をあげました。一方、生産振興の取組では、「花き産出額」がマイナスになるなど花き産業の「稼ぐ力」の回復が課題として残されました。このため、次期計画では、「生産振興」を最優先施策として取り組む必要があります。

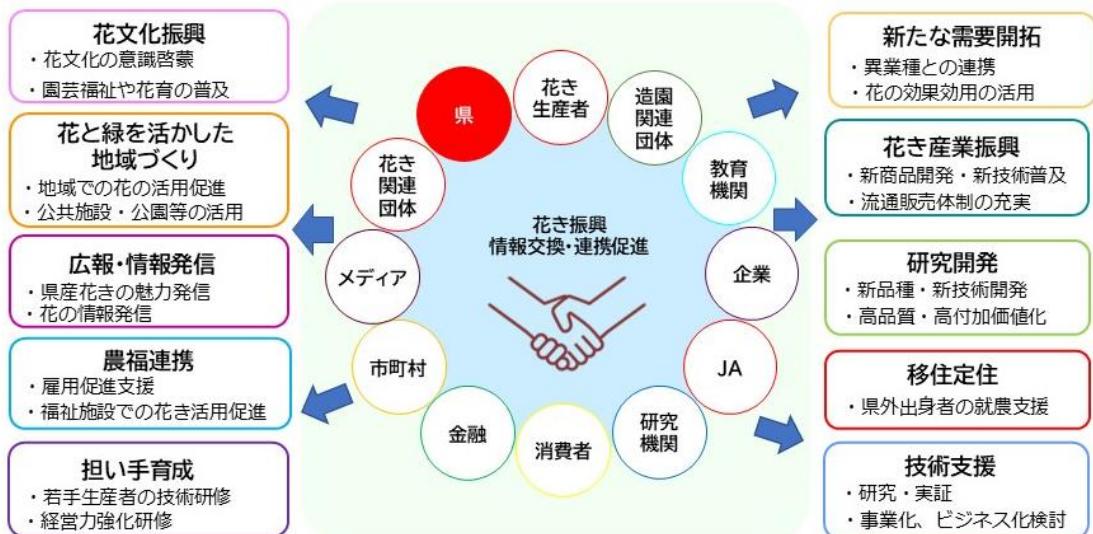
IV 施策の推進体制

本計画を着実に実行し、施策を推進するため、令和3年度に花き業界の壁を越えた产学研官の多様な主体と連携して設立した「ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を核とした事業を展開することとします。

県はコンソーシアムの構成員の一員として活動に関与するほか、県の立場から必要な事業を実施します。

ぎふ花と緑の振興コンソーシアム

- ・岐阜県の花き産業と花き文化の発展などを目的に、花き業界と产学研官の異業種が業界の壁を超えて連携する組織として、令和3年4月19日に設立。（現構成員78者。企業、学校、花き団体、金融機関、行政）
- ・各業界が得意とする技術や知見の融合により、岐阜にしかない商品開発や花の魅力の情報発信に取り組む。



V 目標指標

目標指標	基準値	目標 (R12)
主要品目の花き産出額	46 億円 (R5)	53 億円
1世帯当たり花き関連品消費額	19,626 円 (R6)	23,000 円

VI 施策の推進方針

1 花と緑の生産振興

消費者ニーズの高い品目の生産拡大、温暖化にも対応できる省力的・効率的かつ環境に配慮した生産方式への転換を図り、持続可能な花き経営を目指します。

目標	主要品目の花き産出額	53億円
----	------------	------

(1) 多様な担い手の育成

○就農ルートの充実

- ・国際園芸アカデミーにおいて、花と緑の業界と連携し、最新の花き生産や装飾・造園の知識と技術等を身に付けられる実践的な教育に取り組み、花と緑の産業を担う即戦力としての人材を育成します。また、ぎふワールド・ローズガーデンにおいて展示・販売を行うなど実践教育フィールドとして活用し、本学の活動や取組を来園者等にPRします。
- ・就農・就業ポータルサイト「ぎふつ晴。れ」の内容を充実するとともに、楽しく儲ける農業者の姿や就農支援策等をSNSで情報発信するなど、農業に関心のある方の就農意欲を喚起するためのプロモーション活動を強化します。
- ・従来からの就農希望者に加え、アグリパークから本格的な農業へステップアップする方を対象に、「ぎふアグリチャレンジ支援センター（以下「アグチャレセンター」という。）」や市町村、農業協同組合等と連携し、相談から就農、定着まで一貫した伴走支援を行います。

○経営継承の促進

- ・新規就農者の初期投資の負担を軽減するため、リタイヤする担い手の農地や生産施設・資材だけでなく、技術やノウハウも包括的に引き継ぐ「居抜き型」の経営継承の取組を強化します。
- ・円滑な経営継承に向け、セミナー開催等の啓発活動に加え、経営移譲を希望する農家の情報をアグチャレセンターに一元集約し、継承希望者とのマッチングや専門家による個別相談等の実践活動を強化します。併せて、継承する施設の改修整備等を支援します。

○生産者の規模拡大の推進

- ・意欲ある担い手が経営を維持・拡大できるよう、環境制御やスマート農業等の普及を推進します。
- ・兼業・副業など多様なスタイルでの農業参画を推進するため、県民（非農家）、民間企業（従業員）、地方公共団体・関係団体（職員）の農業分野での兼業・副業を推進します。

○生産技術の向上

- ・農業技術センター内に整備した担い手育成支援施設において、花き生産者

を対象として、総合防除（IPM）や環境モニタリング技術、AIを活用した出荷調整技術など、最新の研究開発技術や省力的かつ効率的な生産方式の研修を実施します。



国際園芸アカデミー



技術研修

（2）サステイナブルで高品質な花き生産の推進

○ワーキンググループによる生産課題の解決

- ・コンソーシアムに、作業の省力化や高温対策など生産現場が抱える課題の実践的な解決策を立案するワーキンググループを設置するとともに、現場において課題解決を図る技術の実証を行います。
- ・鉢物においては、スプリンクラー等を使った頭上灌水の活用など小ロット多品目生産に適した生産技術の実証・普及を推進します。

○高温対策

- ・近年問題となっている高温対策については、遮光・遮熱資材の活用、ダクトによる外気導入などの対策技術の普及を図ります。
- ・高温耐性に優れ、機能性が確認された品種について、新たな機能性を見出し付加価値性を高め、原料として商品化を図るとともに、異常な高温環境でも安定生産が可能となる栽培法の確立に向けて取り組みます。

○県育成品種のブランド化推進

- ・消費者ニーズを試験研究機関や生産者にフィードバックし、マーケットインに基づいた品目の育成や生産体制の確保を促進し、輸出も視野に入れた岐阜県オリジナル品目の生産拡大、ブランド化を推進します。
- ・収益を向上させるネイティブフラワーなどの新品種育成と省力化栽培技術の開発を進めていきます。切花フランネルフラワーでは、プロダクトアウトからマーケットインの生産を可能とする品質予測システムと品質保持技術の開発を進めます。

○環境に配慮した生産への転換

- ・消費者に支持されるエシカルな商品開発につなげるため、プラスチック鉢や培土のリサイクル技術の開発に取り組みます。
- ・燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対して省エネ設備の導入等を推進し、コスト削減と環境負荷軽減の両立を支援します。

- ・安全・安心で地球環境にも配慮した農産物を求める消費者ニーズに応えるため、生産性を確保しつつ、化学肥料や農薬、温室効果ガスの削減等の取組により環境への負荷を軽減し、持続可能な農業を推進します。
- ・生花店や小売店が、環境に配慮した売り場を設けるなどの機会が増えつつあることを踏まえ、花きの国際環境認証M P S – A B Cや「岐阜県版みどり認定（仮称）」の取得を推進します。



ネイティブフラワー
(写真はセルリア)



高温対策（外気導入）

（3）流通・販売体制の強化

○集出荷場の高温対策など流通の効率化

- ・本県鉢物流通の要である岐阜県花き流通センターにおいて、流通や集出荷作業を効率化・高度化する出荷情報システムの導入等に向けた支援を行います。
- ・切花については、近年、深刻化する夏季の高温に対応するため、集出荷場内の温湿度等の環境調査を行い、日持ち向上に向けたコールドチェーンの構築を推進します。
- ・県育成のフランネルフラワーを中心に、ストックポイントの設置など集出荷・輸送体制の見直し・再構築により、さらなる流通の効率化を図ります。

○E CやS N Sを活用した販路等の開拓

- ・地域資源を活用した6次産業化商品の開発、E CやS N Sを活用した販路開拓などの相談窓口を設置するとともに、各分野の専門家を派遣し、魅力的な農産物・加工品を供給する農業者等の取組を支援します。
- ・本県花き産地を支えている全国の花き卸売市場やホームセンターに積極的にアプローチし、業界トレンドや県産花きの需要を分析し、消費者が求める商品を提供できる流通・販売体制づくりを進めます。
- ・地域商社と連携し、見本市への出展や商談会の開催、フォローアップを通じて、生産者等の輸出拡大を後押しします。
- ・県産農産物の新たな流通ルートを構築するため、県内農業者・事業者とのマッチングや商談会を開催します。

2 花と緑の文化振興

花育の推進や異業種とのコラボレーションにより新たな需要を喚起するなど、花や緑に親しむ習慣づくりを進めるとともに、イベントやSNS等を通じて花や緑のある暮らしを提案し、花と緑の需要拡大を図ります。

目標	1世帯当たり花き関連品消費額	23,000円
----	----------------	---------

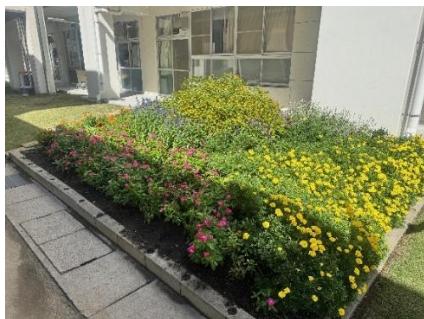
(1) 花育・園芸福祉の推進

○小中学生等に対する花育の推進

- ・県内小中学校等と連携し、学校花壇コンクール（FBC）や花育出前教室といった花や緑に親しみ育てる機会を提供することにより、豊かな感性や自然への探究心を醸成するとともに花きへの関心を高めます。
- ・国際園芸アカデミーの生涯学習講座を通じ、県民に花や緑に親しむ機会を提供します。

○園芸福祉の推進

- ・世代間の交流や地域のつながりを広げる園芸福祉の理念を浸透させるため、園芸福祉活動の核となる人材として岐阜県の独自制度である「園芸福祉サポーター」を引き続き育成します。
- ・福祉系大学等と連携し、園芸福祉を活用した地域振興活動の展開を支援します。
- ・ぎふワールド・ローズガーデン内に設置した園芸福祉花壇でモデル展示を行うことで、来園者に園芸福祉を知ってもらう契機とします。



学校花壇コンクール



園芸福祉サポーター養成講座

(2) 花き文化の伝承・創造

○高校生等の花飾りの場づくり

- ・若年層に花に関心を持ってもらえるよう、高校生による花飾りの場をつくり、若い世代へ新しい花き文化を発信します。
- ・県民の花き文化の醸成を図るため、県等が主催するイベントにおいて、高校生や花き文化団体による花飾り展示を行い、県産花きの魅力を発信するとともに、花き文化団体の活動をPRします。

○「花きの日」等における花きの活用促進

- 条例で定める「岐阜県花きの日」（8月7日）の周知を図るとともに、花きについての関心と理解を深め、積極的に花きを活用する意欲を高める取組を行います。
- 異業種とのコラボレーションにより推し活等の新たな需要を喚起するなど、若年層が花や緑に親しむ習慣を広めます。



高校生の花飾りの推進



ぎふフラワーフェスティバル

（3）花のある暮らしの提案

○若年層に向けたSNS等による花き情報発信

- 若い世代に対して訴求性の高いSNS等を活用し、県内で生産されている花きや生産者・生花店及び県内の花きの観光スポットの情報発信、花のある暮らしの提案を行うことで、花への関心を高めます。また、花育や園芸福祉などの取組を積極的に発信します。

○2027年国際園芸博覧会への出展・情報発信

- 2027年国際園芸博覧会において、県産花きを活用した岐阜県ブースを出展し、来場者へ県産花きや本県の花き文化をPRします。
- 2027年国際園芸博覧会を契機として、県民参加の花飾り機運を高め、需要回復を図るとともに、県産花きの安定供給を推進します。

○県営公園等を通じたグリーン・ライフの推進

- ぎふワールド・ローズガーデン等の県営都市公園内において、園内各所に花の見どころを設け、気軽に花に触れあう機会の創出に取り組みます。
- 令和7年度に開催した「第42回全国都市緑化ぎふフェア」を契機に、県内各地で花と緑あふれるグリーン・ライフを推進していくため、引き続き、ぎふグリーン・ライフ推進員及びぎふグリーン・ライフパートナーの活躍の機会等を提供します。



「ぎふ花と緑」のSNS (Instagram)



国際園芸博 屋内出展イメージ

■資料編

1 用語解説

用語	解説
A I	Artificial Intelligence の略で、人工知能を意味する。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。
E C	Electronic Commerce (電子商取引) の略。コンピュータネットワーク上の電子的な情報通信によって商品やサービスを売買したり分配したりすること。「イートレード」とも言い、消費者側からは「ネットショッピング」「ネット通販」とも呼ばれている。
F B C	7 県 1 市 (愛知県、岐阜県、三重県、福井県、静岡県、滋賀県、長野県、名古屋市及び各教育委員会) 及び中日新聞社で構成される「F B C 実行委員会」により実施される学校花壇コンクールのこと。フラワー・ブローラー・コンクールの略。
M P S - A B C	オランダのM P S 財団が提供する環境に配慮した花き生産の認証制度。
2 0 2 7 年国際園芸博覧会	2027 年に神奈川県横浜市瀬谷区と旭区に広がる上瀬谷通信施設跡地を主会場に開催予定の国際園芸博覧会。日本でのA1 クラスの「国際園芸博覧会」は 1990 年の大阪花の万博以来 2 回目。
アグリパーク	気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学べるスタートアップの「場」。多様な主体・形の農業参画を促進。
園芸福祉	種を播き、苗を育てて花を咲かせ、収穫するなど植物と接することを通じて、高齢者の生きがいづくりや子どもの情操教育、障がい者の自立支援、世代間交流などを進め、人々が健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指す活動。
園芸福祉サポーター	医療・福祉施設などが行う園芸活動を支援する人材を育成するため、県が行う園芸福祉サポーター養成講座を受講し、県知事の認定を受けたもの。
推し活 (おしかつ)	アイドル、俳優、アニメキャラクターなど、自分が熱中して応援している「推し」を、ライブ参加やグッズ購入、S N S での情報発信などを通して様々な形で応援する活動のこと。
花き (かき)	鑑賞の用に供される植物。切花、鉢物、花木類、球根類、花壇用苗物など。
環境モニタリング技術	ほ場やハウス内外の環境 (温湿度、日射量、風速、CO ₂ 濃度等) を各種センサーで自動測定する技術。
ぎふアグリチャレンジ支援センター	新規就農、農業経営の法人化、企業等の農業参入、農地の確保、農福連携等の多様な相談に一元的に対応するワンストップ農業支援窓口。平成 29 年 4 月、(一社)岐阜県農畜産公社内に設置。
ぎふグリーン・ライフ推進員	第4 2 回全国都市緑化ぎふフェアを契機に、花・みどりの活動を県内各地に広げていくため、花・みどりに関する知識や技術を持ち、花・みどりの活動をリードしていただく方を県が「ぎふグリーン・ライフ推進員」として養成・登録し、地域での花・みどりの活動等の支援につなげるもの。
ぎふグリーン・ライフパートナー	第4 2 回全国都市緑化ぎふフェアを契機に、県が花・みどりの普及に賛同する県民や県内に活動拠点を有する企業・団体を登録。県がボランティアの募集や講習会等の情報を提供し、県内各地で行われる花と緑の活動に参加するもの。
ぎふつ晴° れ (ぎふつぱれ)	就農希望者に対して、就農準備段階から定着段階までの就農に関する情報を一元的に提供する岐阜県独自のホームページ。
ぎふ花と緑の振興コンソーシアム	岐阜県の花き産業と花き文化の発展などを目的に、花き業界と産学金官の異業種が業界の壁を超えて連携する組織。(令和 3 年 4 月 19 日設立)
グリーン・ライフ	自然と共生した「清流の国ぎふ」の暮らしのこと。

コールドチェーン	一定の温度管理が必要な商品を、生産から消費者に届くまで、一貫して低温（冷蔵・冷凍）に保ったまま流通させる仕組みのこと。
国際園芸アカデミー	実践的な学習を重視した独自のカリキュラムをもつ学校教育法に基づく「専修学校」（専門課程）。花と緑に関心のある人を対象に、開かれた学校として「人材育成部門」と「生涯学習部門」の2部門を設置。
スマート農業	I C T や A I 、ロボット技術などの最先端技術を活用した農業技術。
総合防除（I P M）	予防、判断、防除のプロセスにおいて、耕種的・物理的・生物的・化学的防除などの多様な手法を組み合わせることで、環境負荷を軽減し、化学農薬を適正に使用しつつ、病害虫や雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する手法。Integrated Pest Management の略。
花育（はないく）	花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、子どものやさしさや美しさを感じる気持ちを育む活動のこと。
ネイティブフラー	オーストラリアや南アフリカなど、南半球に自生する植物の総称。過酷な環境に適応した結果、ユニークで個性的な形や色合いを持つことが特徴。
みどり認定	「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度。

2 岐阜県花きの振興に関する条例（平成26年岐阜県条例第70号）

花きには、その色や香り、園芸等の作業を通じた自然とのふれあいにより、人に潤いと安らぎを与える効用がある。

現代社会は、少子高齢化、人間関係の希薄化等の問題を抱えており、これらの問題に対し、花きを活用することにより、子どもの情操教育、高齢者の生きがいづくり、地域における絆(きずな)づくり等の面で効果が現れることが期待される。

また、岐阜県は、「清流の国づくり」として、全国レベル又は世界レベルのスポーツ大会の開催や観光誘客に取り組んでおり、日本全国又は世界各国から多くの方々が岐阜県を訪れることが見込まれ、これらの方々を岐阜県の花きでおもてなしし、岐阜県に来て良かった、また訪れたいと思ってもらえることが大切である。

このため、県内において花きが安定的に供給されることにより、家庭、学校、地域等県民の生活のあらゆる場面において花きが活用され、県民一人一人に県外からの来訪者を花きでおもてなしする心が育まれることが必要である。

ここに、全ての県民の参加と協働により、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「花き」とは、鑑賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「園芸福祉」とは、花きの人を癒す効用に着目し、花きを活用した心身の健康の増進、生きがいづくり等の取組をいう。

3 この条例において「花育」とは、花きの豊かな人間性の涵(かん)養に資する効用に着目し、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組をいう。

（基本理念）

第三条 花きの振興は、花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、県民、事業者、花き関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

3 県は、県民が花きの効用に関する理解を深めるため、必要な情報の提供に努めるものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用するよう努めるものとする。

2 県民、事業者等は、県外からの来訪者を迎える場合においては、花きでおもてなしするよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、花きの振興に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(推進体制)

第七条 県は、花きの振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(振興計画)

第八条 県は、花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号。以下「法」という。）第三条に規定する基本方針及び基本理念にのっとり、法第四条に規定する振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、振興計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(花きの文化の振興)

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(花きの日)

第十条 県民の間に花きについての関心と理解を深めるとともに、積極的に花きを活用する意欲を高めるため、花きの日を設ける。

2 花きの日は、八月七日とする。

3 県は、花きについての関心と理解を深めるための啓発活動その他花きの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(園芸福祉の推進)

第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に發揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花育の推進)

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花きの安定供給)

第十三条 県は、県民が日常生活において花きを積極的に活用できるよう、県内における花きの十分かつ安定的な供給のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。